

北区役所健康相談業務会計年度任用職員募集要項

大阪市北区役所健康課で勤務する会計年度任用職員の選考試験を次のとおり行います。

1 業務内容

北区役所健康課において、健康相談業務を行う会計年度任用職員は、次にあげる業務を行うものとする。

- ・健康相談
- ・記録、報告等

2 応募資格

次の（1）、（2）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

- (1) 保健師又は看護師のいずれかの免許を有し実務経験が2年以上ある者
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

地方公務員法第16条（抜粋）

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 募集人員

2名

4 任用期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

5 選考方法

（1）筆記試験

作文（試験時間1時間程度）

（2）口述（面接）試験

面接による（試験時間10分程度）

6 選考日時及び選考会場

日 時：令和8年2月13日（金）

集合時間：13時15分

（受付時間：13時00分）

場 所：大阪市北区役所 会議室

（詳細な時間・場所は、「受験案内」により通知します。なお、変更には応じられません。）

7 申込方法

次の書類を持参または郵便等で送付してください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

- (1) 大阪市北区役所健康相談業務会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

- (2) 申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

- (3) 「受験案内」送付用の定型封筒（長形3号） 1通

※送付を希望する宛先を記載の上、110円分の切手を貼付してください。(切手がない場合は、発送しません。)

- (4) 受験資格証明書類 1通

※本募集要項「2 応募資格(1)」に定める資格を証明する書類（写し可）

※合格者については合格決定後、原本を確認することができます。

8 受験申込書の受付期間等

- (1) 持参する場合

ア 受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月6日（金）まで

※土日祝日を除く9時から17時30分まで

イ 受付場所

大阪市北区役所健康課（1階11番窓口）

- (2) 郵便等で送付する場合

ア 受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月6日（金）まで（必着）

※『北区役所会計年度任用職員採用申込書（健康課）在中』と朱書きした封筒に入れて送付してください。

イ 送付先

〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号

大阪市北区役所健康課 電話 06-6313-9882

※なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は、受け付けません。

9 受験案内の送付

令和8年2月9日（月）付けで発送します。2月12日（木）までに受験案内が届かない場合は、下記問い合わせ先まで必ずお問い合わせください。

10 合否の通知及び採用まで

(1) 試験結果については、令和8年2月19日（木）付けで受験者本人あてに通知します。なお試験結果については合否に関わらず受験者全員に通知します。

(2) 合格後、受験資格がないこと、あるいは申込みの内容に虚偽が認められた場合は、合格を取り消します。

11 勤務条件等

- (1) 勤務地
大阪市北区役所健康課（1階12番窓口）
- (2) 勤務日数
週1日～週2日
- (3) 勤務時間
9時00分から15時45分（6時間）
- (4) 休憩時間
45分
- (5) 休日
勤務日以外の平日・土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
及び年末年始（12月29日～1月3日）
- (6) 休暇
会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。
年次有給休暇あり（週の勤務日数によって異なる）、その他特別休暇あり
- (7) 報酬
1,808円（時間額）
※ 上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更
されることがあります。
- (8) 交通費
支給あり（ただし、限度額あり）
- (9) 社会保険等
適用なし
- (10) 再度の任用について
再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務
実績等を総合的に勘案して判断するものとする。（2回まで最長3年）
- (11) 服務
地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専
念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意して
ください。

1.2 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 合否に関するお電話等でのお問い合わせには応じられません。
- (3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために
用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- (4) 試験当日は、受験案内に同封の受験票を必ず持参してください。なお、集合時間
に遅刻した場合は、受験できません。

1.3 問い合わせ先

北区役所健康課 担当：吉田・俵

〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号 電話 06-6313-9882

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと